

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年1月4日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	岩手県
3. 市区町村名	釜石市
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	113-4-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kamaishi.iwate.jp/kurasu/mynumber/detail/1208792_3218.html

執行機関名 釜石市長

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	釜石市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成24年釜石市告示第120号の3)による就園奨励金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		釜石市個人番号の利用等に関する条例(平成27年釜石市条例第43号)別表第1第6項、釜石市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱による就園奨励金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	釜石市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	幼稚園教育の振興の一環として行う私立幼稚園就園奨励費補助事業を推進するため、 <u>私立幼稚園の設置者</u> (以下「設置者」という。)が入園料及び保育料(以下「保育料等」という。)を減免する場合に、その保育料等の減免額に対し予算の範囲内で、釜石市補助金交付規則(昭和50年釜石市規則第44号。以下「規則」という。)、釜石市補助金交付要領(平成19年釜石市告示第79号。以下「交付要領」という。)及びこの要綱により補助金を交付する。
⑦独自利用事務の関連規範		釜石市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱、釜石市補助金交付規則